資料５

報　告　書

京都府外国籍府民共生施策懇談会

２００８（平成２１）年2月

目　次

1　はじめに　------------------　1

2　懇談会での主な意見　------------------　2～14

3　京都府外国籍府民共生施策懇談会要綱　------------------　15～16

4　京都府外国籍府民共生施策懇談会名簿　------------------　17

5　開催状況　------------------　18

＜参考資料＞

傍聴者アンケート実施結果　------------------　資料1～2

京都府内外国人登録国籍別人員数　------------------　資料3

平成19年京都府内外国人宿泊客数　------------------　資料4

外国人登録者総数・我が国の総人口の推移　等　------------------　資料5～7

はじめに

本懇談会の目的は、外国籍府民が日本の社会で共生していくには、どのような課題があるのかを、懇談会の外国籍府民の方々から多様な意見をお聞きして、今後の京都府の施策に生かそうということである。

様々な意見が出されたが、大きく分けて児童・生徒の学校教育に関することと、日常生活における多文化共生の地域づくりの課題の二種類に分類できると思います。

応募された委員の方々は、皆一様に積極的な意見の持ち主で、また有識者の方々からも対応する有益な発言があり、全体的には大変有意義な懇談会であったと考えます。時間の制約もあり、全ての意見に十分な議論が尽くされたとは言い難いかもしれません。意見が堂々巡りしないように配慮したつもりでしたが、それでも中には議論が不十分との感想を持たれた方もおられたかもしれません。

また、意見には府政の施策として実現可能なものと、国の法律の改正を必要とするような内容が含まれていますが、これは分けて考えなければなりませんが、その点に関しても若干の混乱がみられました。府政の段階で実現可能な施策はしかるべき段階を経て、知事の権限をもって実現していただきたいと考えております。

座長としての感想ですが、外国籍府民の方々の意見には、文化や宗教の違いも含めて、それぞれ国・地域の状況が色濃く反映しており、多民族国家の問題点を垣間見たような気持ちを持ちました。日本の将来を考える上で、重要な示唆となりましょう。

今後、ますます京都府も外国籍の人たちが増えていくと思いますが、多文化共生の社会を混乱なきようにするためにも、この問題を府政の重要な施策として位置づけていただく必要があろうかと思います。

京都府の国際化の推進、多文化共生社会の実現のためにも、本懇談会の意見が生かされることを望みます。

平成21年2月

京都府外国籍府民共生施策懇談会
座長　須藤　眞志（京都産業大学教授）

懇談会での主な意見

報　告　1

【教育に関すること】

1）学校教育における支援に関すること

（学校行事等の案内）

▶　学校での給食や体育の服装は、在住外国人にとって異質に思えることがある。学校における行事やマナーなどについて、入学前から事前に手引書を配布するなど、周知に努めて欲しい。

▶　保育園で、どのような行事があるのか分からないので、在住外国人保護者向けの説明会を開いて欲しい。地域の外国人がいじめられていると聞くと、家庭での子育ての仕方が違うのではないかと悩んでしまう。

▶　学校からの連絡事項は、漢字で記載されていて、ルビがふられていない。

（多言語教育の実施）

▶　英語だけではなく、多言語で行う教育を選択制で行えるようにして欲しい。

▶　日本の学校でも、母国の言語や文化の教育機会を提供して欲しい。

▶　在住外国人の方の中には、日本人との結婚により子どもを２２歳まで日本国籍を留保させる場合があり、日本の教育に親しんでいくため、母国語の習得の機会が少なくなっている。

（学校での円滑な受入体制の整備）

①相談

▶　学齢期に達する子どもを持つ家庭に対し、ソーシャルワーカーが戸別訪問し、相談する体制を取って欲しい。

②子どもへの指導

▶　豚肉を使った給食が出た場合は、宗教上、別メニューを弁当として持参させないといけないが、みんなと違うということで、いじめられるのではないかと不安である。みんな同じでないと認められないという教育を変えて欲しい。

▶　新聞記事についての授業を行うことがあるが、在住外国人の家庭では新聞を取っていないところもあり、周りの子ども達から違う目で見られることがある。

▶　中国で餃子問題が発生した時、中国出身の子どもに文句を言うなど不適切な対応があったので、教育現場では客観的な対応をするよう指導して欲しい。

▶　日本語ができずに不就学となる在住外国人の子どもに対する進路指導や就職指導が必要である。

▶　在住外国人の子どもがいじめを受けた時、担任の先生に対処を任せたところ、その後子ども達が落ち着いた状況になった。先生の指導力で対処できることが半数以上はあると思う。

③指導体制

- ▶　京都府では、外国人のための教育指導指針作りなど先導的な取組をしているので、これが現場で活かされるように望む。また、こうした先進的な取組が進む地域がある一方、その取組が共有できていない地域もあり、先生が困った時に、どこに相談すればよいのか分からない状況がある。教育委員会としても体制を整備して、相談窓口も設置していく必要がある。
- ▶　地域によっては、在住外国人の子どもの数も少ないため、学校での受入体制がうまくいっていない。少数であっても、学校に英語や中国語等が話せる教員とマンツーマンで対応する体制を取るべきではないか。
- ▶　先生が子どものいじめなどの問題に対する教育体制を整える必要がある。
- ▶　先生が外国語で対応ができるようにするため、２年間語学訓練を行う取組をすればどうか。大阪府では多言語を話す教員を育成する研修制度があり、うまくいっていると聞いており、参考にしたらどうか。

④関係者との協議

- ▶　在住外国人の子どもに関し、学校等の関係者が集まる協議会なども作っていく必要がある。

⑤進学

- ▶　高校の入学に関し、在住外国人の子どもは試験等において不利となるため、何らかの緩和措置が必要である。

（その他）

- ▶　行政が多文化共生や国際化を掲げるならば、在住外国人の子どもの教育実態を調査して欲しい。
- ▶　教育委員会が在住外国人の子どもに関する実態調査をすることはよいことだが、毎年状況は変わっていくので継続的なフォローが必要である。
- ▶「多民族・多文化共生教育条例」を制定し、具体的な施策を展開して欲しい。
- ▶　在住外国人の親も子どもと一緒になって教育に関する環境を作る必要がある。
- ▶　在住外国人といっても永住者、一時滞在者など細かくカテゴリーを考えて、それぞれの教育の問題の解決に向けて対応を考えていくことが必要ではないか。また、他の国・地域でも、その国の言葉ができなければならないというのが通常であり、子どもをどうするかは親の問題でもある。
- ▶　京都市内の中学校で、在日韓国人４世が退学処分にさせられた裁判の判決が先日あった。日本人の義務教育には退学処分はないが、在日外国人は教育を受ける義務がないかのような前提を争う裁判でもあった。結局子どもへの支援が不適格だとして約３０万円の支払い命令となっており、退学させたことへの審議がなされておらず、前例とならないか心配している。

2）民族学校への支援に関すること

（民族学校の処遇改善）

- ▶　小学校までは義務教育で日本語によるコミュニケーション等の基礎能力を身につけたが、韓国・朝鮮の言語や文化などの母国の素養は民族学校のお陰であり、そのため、民族学校の処遇改善をお願いしたい。
- ▶　民族学校周辺では、公立学校では当たり前となっているスクールゾーンの指定がなく、通学には危険な環境にある。また、民族学校に通う子どもの実態調査を行うとともに、学校も見ていただきたい。
- ▶　民族学校に関係する学校教育法は昭和２２年に制定されたもので、それ以来各種学校の条項は変わっておらず、時代に即した法律となっていないため、改善の要望をしたらどうか。

（寄付に対する税制優遇措置）

- ▶　母国の文化を知らないことはよくないことであり、母国語教育への支援が必要であり、そのため、民族学校への税制優遇も必要である。
- ▶　朝鮮学校は、学校教育法の第１条に規定する学校に認められておらず、学校運営に当たり国からの助成がなく、父母が過大な負担を強いられている。そのため、寄付金に頼らざるを得ないが、寄付に対する税制上の優遇措置もなく、用地の確保、校舎の建て替えや、教材の購入が難しい状況である。関係者の多大な努力の結果、補助金を貰えるようになったが、公立学校の1/12、私立学校の1/5しかない。
- ▶　京都にもインターナショナルスクールがある。欧米系の学校には、助成金や寄付金の税の優遇があるが、朝鮮や中国系の学校が優遇されないのは理屈がなく、法の下の平等からも不公平である。

（日本の大学への受験資格等）

- ▶　大学の受験資格も大学の個別判断に委ねられ、一律に認められていない。こうした状況について、日本弁護士連合会が国に勧告を行っているが、朝鮮学校は「教育の機会均等」の理念の恩恵にあずかっていない。
- ▶　就学案内においては、日本の学校への就学案内しかなく、母国語などを体系的に習得できる民族学校の情報提供が少なく、選択の機会を狭められている状況にあると思われる。

＜「報告１」に関する国や本府等の現状＞

○義務教育

・憲法第２６条第２項では、すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ、とされていますが、昭和２８年1月２０日付け文部省初等中等局財務課長回答により、外国人には、日本の法律による就学義務はないとされています。

○高等学校

・学校教育法第５７条では、高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする、とされており、日本人及び在住外国人に平等に門戸が開かれています。

○大学

・学校教育法第９０条では、大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする、とされています。

・平成１５年９月１９日付けで、学校教育法施行規則の一部改正があり、同規則第６９条第１号から第５号に掲げる者のほか、各大学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したものについて、当該大学の大学入学資格を認めることとされました（同条第６号）。いくつかの大学では、この規定により、朝鮮学校高級部卒業生に、入学資格を認めています。

○就学支援等

・国においては、日本国籍を有しない児童及び生徒であっても、その保護者が希望する場合には、公立義務教育諸学校への無償での就学を認めており、さらに、それらの者のうち日本語の能力が不十分なものについては、必要に応じ、日本語に関する特別の指導、彼らの母国語を使用できる者による支援等を行っているところであり、日本語に関する特別の指導が行われる場合には、都道府県教育委員会が当該指導が行われる小・中学校及び中等教育学校の前期課程に教員を配置することができるように予算の範囲内で特例的に教員の定数を加算する措置をとっています。また、日本国籍を有しない児童及び生徒に対しては、地方公共団体の判断により、教育課程外において母国語や母国の文化等を学習する機会を提供することは差し支えないことどしているところである。このような取組により、我が国においては、日本国籍を有しない児童及び生徒の教育の機会の保障に努めている、と平成１４年７月の国会において答弁されています。

・京都府教育委員会においては、日本語指導のための教員を、学校や日本語に関する特別な指導を必要とする児童生徒の実状に応じて、小・中学校においては国からの教員加配措置を受け、また高等学校においては京都府の独自措置として配置しています。

・国においては、外国人の子どもの就学をより一層推進するため、平成１９年１０月に「就学ガイド」をポルトガル語版、フィリピノ語版、中国語版、韓国・朝鮮語版、ヴェトナム語版、英語版を作成し、各教育委員会の窓口に設置しやすいようにしています。

・京都府教育委員会においては、経済的な理由で就・修学、技能 習得や就職が実現できないということがないよう、「就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度一覧」を日本語版

の他に英語版、中国語版、ハングル語版を作成し、ホームページを通して啓発しています。

○指導体制

・京都府教育委員会では、本府の外国人登録者の国籍も多様化する中で、すべての児童生徒に対して、互いに認め合い、共に生きようとする資質や能力を育成するとともに、外国人児童生徒については、学力の向上と進路の実現が図られるよう、個に応じた教育を一層進めるため、平成１９年５月に「外国人児童生徒に関する指導の指針」を定め、日本の生活習慣や学校生活に円滑に適応できるよう、指導を推進することとしています。

○実態調査

・国においては、平成１９年度に「日本語指導が必要な外国児童生徒の受入状況等に関する調査」を実施し、全国の実態把握に努めています。

○民族学校

・民族学校については、学校教育法第１３４条では、第１条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うものは、各種学校とする、とされており、また、その設置、廃止等の認可等については、市町村の設置する各種学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校にあつては都道府県知事が行うことになっています。

○私学助成

・私立学校振興助成法第９条の規定により、都道府県が私立の、小学校、中学校及び高等学校等のいわゆる一条校へ、経常的経費について補助する場合は、国は、都道府県に対し、政令で定めるところによりその一部を補助することができるとされています。
各種学校については、一条校ではないため、同法第１０条の規定が適用され、国又は地方公共団体は、学校法人（同法第１６条により準学校法人に準用）に対し、その他の助成を行うことができるとされていますが、国からの各種学校に対する助成制度はないため、京都府では、昭和５４年度から私立専修学校・各種学校教育振興費補助金交付要綱を制定し、学校法人京都朝鮮学園各校及び京都韓国中学に対して補助事業を行っています（京都韓国中学については、一条校化の関係で平成１７年度までの補助）。

○特定公益法人

・私立学校法第３条に規定する学校法人で学校及び一定の専修学校の設置を主たる目的とするもの並びに私立学校法第６４条第４項の規定により設立された法人で一定の専修学校の設置を主たる目的とするものについては所得税法施行令第２１７条、法人税法施行令第７７条により、特定公益増進法人として、所得税法第７８条、法人税法第３７条の適用（個人や法人が学校法人に対して寄付を行った場合の寄付金控除や寄付金損金算入の特例の適用）を受けることとなっています。
平成１５年３月３１日付けで、私立学校法第６４条第４項の規定により設立された法人で一定の各種学校の設置を主たる目的とするものが、この特定公益増進法人に追加されました（所得税法施行令第２１７条第１項第４号、法人税法施行令第７７条第１項第４号）。この「一定の各種学校」とは、初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設置された各種学校であって、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準に該当するものとされました（所得税法施行規則第４０条の８第４項、法人税法施行規則第２３条の２第４項）。
文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準については、出入国管理及び難民認定法（昭和

２６年政令第３１９号）別表１の１の表の外交若しくは公用の在留資格又は四の表の家族滞在の在留資格をもって在留する子女に対して教育を施すことを目的とし、かつ、その教育活動等について、国際バカロレア等の国際的評価団体の認定を受けていることとされています（平成１５年文部科学省告示第５９条）。この趣旨は、近年外国からの対日投資の増加等に伴い、我が国に滞在する外国人が年々増えてきている中で、対日投資会議、総合規制改革会議において、我が国の経済を活性化させるためには、対内直接投資を更に促進し、海外の優秀な人材を呼び込む必要があり、そのため、外国人子女の教育環境の整備・充実を図ることが急務である旨の提言がなされたことを踏まえて、税制改正されたものです。

報　告　2

【多文化共生の地域づくりに関すること】

（異文化理解と地域交流）

①異文化理解

▶　多文化共生の地域づくりとして、日本と韓国の相互の歴史を十分に理解した上で、地域づくり、交流会の開催などにより、外国籍府民の置かれた状況等を十分理解していく必要がある。

▶　互いの生活習慣を見せることにより、日本とやり方が違うことを分かり合わなければ相互理解とはならない。

▶　外国籍府民は日本語をはじめとして生活上多くのストレスを抱えており、地域の方には彼らの生活に関心を持ってもらいたい。また、行政には定期的な訪問相談など、きめ細やかな対応をお願いしたい。

▶　３０年前と異なり、外国籍府民との交流が地域や学校で行われ、相互理解が進んでおり、そういう面では、日本は良い方向に進んでいるのではないか。

②交流行事の開催

▶　様々な国・地域の方が集まり、母国の文化を披露する祭りなどの文化フォーラムを開催して交流を深めることが、相互理解につながる。

▶　府民との国際交流のためには、２～３年に一度、行政が主体となって祭りをすることが必要である。幅広い方の参加を呼びかけるため、ポスターなどによる広報をしていただきたい。

▶　外国籍府民と地域住民との話し合いの場があったが、外国籍府民を理解するためにもこうした場を作って欲しい。また、こうした場に多くの外国籍府民が参加できるよう、周知されるように努めて欲しい。

▶　相互理解のためには、外国籍府民と日本人との交流が必要であり、そのための祭りの開催に当たっては、その意義を十分教育する必要がある。

③相互交流

▶　１０年前と比べ、（財）京都府国際センターの設置などにより外国籍府民に対するサービスが向上してきた。長年居住している者としては、地域の方から特別扱いされるのではなく、同じ扱いを受けたい。地域に溶け込んでいくため、地域住民としてお祭りへ参加するなどして、その責任を果たせるようにしたい。

▶　日本では在住外国人を支援したいというボランティアが多く、相互交流をする場も開いているが、外国籍府民の参加が少ないため、参加意識を育てる必要がある。

▶　外国人が日本に来ると反日感情を持つと言われているが、日本に来たら「日本の一員」でもあるように大切にされているという雰囲気作りが必要である。また、町内会の役員になった経験から、外国籍府民も自ら地域に参加しようとしなければ、地域の人から対応してもらえない。

▶　日本人は、似たような文化による社会に慣れきっており、日本文化の共有を押しつけているのではないか。どこの人かということで少しずつ変わっていく必要がある。

（交流団体への支援等）

①ボランティア

- 様々な地域において、ボランティアが様々な相談に応じているので、互いのボランティアの質を高めるためにも、ネットワークづくりが必要である。
- ボランティア活動が地域に広がるためには、その役割の意義等を明確にして関わらないと、「あの人達は好きでやっている」と誤解を与えかねない。もっと外国籍府民の方が地域に役立ってくれているという発想を持つ必要がある。
- 地域の交流団体では、日本語の学習を希望する外国籍府民の方が増えている一方、ボランティアの高齢化などにより増員して対応することができなくなっている。

②行政からの支援

- 小さな団体が活動しやすくするため、ボランティア団体を支援するスタートキットのようなものや、パソコン、コピーなどいつでも使用できる拠点が府内の公的施設であればよいと思う。
- 外国籍府民から様々な相談を受け、悩みを解消する役割も担っているが、教材や資料作成、会場の手配など全て手作りで行っているため、個人負担が大きく、公的施設の開放など行政の支援も期待している。
- 行政からの補助金も助かるが、申請時期が決まっており、また、申請時に具体的な事業内容を求められるので、小さな団体ではそこがネックとなっている。
- 地域の国際交流協会のような活動は、むしろ行政が主体となって積極的にやるべきものであり、バックアップするというものではない。

＜「報告２」に関する国や本府等の現状＞

○異文化理解

・本府では、京都府名誉友好大使を任命し、地域や小中学校の要望に基づき派遣し、異文化理解や国際交流のための活動を行っています。

○活動団体支援

・本府では、府内各地において地域住民の皆さんが主体的に参画する自主的で公共性のある活動を地域力再生プロジェクトとして応援し、その一環として市町村とともに活動経費に対して一部助成をしています。また、申請に向けては事前相談により対応する他、団体の課題に対して専門アドバイザーを派遣するなど様々な支援を行っています。

・本府では、多文化共生等多様な活動を展開しているＮＰＯ等を支援するため、本庁、山城（宇治市）、丹後（京丹後市）にＮＰＯパートナーシップセンターを設置し、打合せ・作業スペース、コピー機（有料）、パソコン等が使用できるようにしています。

・（財）京都府国際センターでは、公的団体等の様々な国際活動の支援や、府民の国際理解を促すため、国際活動ボランティアバンクを設置し、登録したボランティアの活動を支援することにより身近な国際交流の促進を図っています。

○行政からの支援

・本府では、本府の生活情報・イベント情報を外国語ＦＭラジオ放送を行うとともに、外国籍府民に必要な情報を府のホームページで提供しています。

・（財）京都府国際センターでは、外国籍府民の方々の日常の様々な悩みや相談を、曜日を決めて、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語で行っています。

報　告　3

【その他外国籍府民に関すること】

（国政への提案等に関すること）

- ▶　在住外国人の人権に配慮した「在日外国人基本法」を制定していただくよう、要望して欲しい。
- ▶　税金や年金も支払っており、在住外国人で永住者に対しては、地方参政権を与えてもよいのではないか。
- ▶　在住外国人は、日本国籍を持っていないので選挙権はなくてもよいが、様々なことに対する協力、参加や議論をする権利も必要と思うので、そうした声を反映させる仕組みづくりが必要である。
- ▶　在住外国人の再入国の際の指紋採取は大きな問題であり、廃止して欲しい。
- ▶　在日韓国・朝鮮人等の方々は、高齢者無年金問題などの他の在住外国人の方とは異なる問題を抱えている。
- ▶　学校教育法や出入国管理及び難民認定法は昭和２０年代に制定された法律であり、民族学校やニューカマーへの対応など取り巻く状況や内容が変化しているため、改正の要望を行うよう考えて欲しい。
- ▶　父が外国人、母が日本人との間で生まれた子どもは、戸籍上では父親がいないこととなる。また、戸籍上の表記ではカタカナ表示を強いられ、英語などの母国語表示はできない。

（本懇談会に関すること）

- ▶　在住外国人は、日本の法律の下、許認可により居住しており、日本国政府、地方自治体はこうした在住外国人を守る義務がある。教育、人権などの共生問題を解決できる「和」の素地が京都にはあり、ぜひ京都から発信できるような役割を担って欲しい。
- ▶　外国籍府民には様々な問題があり、幅広い要望を形にしていくため、現状調査をして、新たな国際化プランに繋がるような基礎づくりをして欲しい。
- ▶　懇談会では、タイやフィリピンなどアジア諸国からの外国籍府民の方からも意見を聞くことが望ましい。
- ▶　京都府北部の中山間地域や里山を持つ地域では、後継者不足などが問題となっており、外国籍府民の方も含め労働力不足に対応するようなことを提言されたらどうか。

（その他）

- ▶　「外国籍府民人権フォーラム」を行政で開催してもらいたい。
- ▶　府議会では定住外国人の地方参政権について認識を深め、積極的に取り組むことについて決議しているにもかかわらず、国において実行されていないので、早期に実現して欲しい。
- ▶　公共の掲示板の表示に英語の他に中国語表記もして欲しい。
- ▶　外国人の方々に京都の良さを分かってもらう必要がある。
- ▶　市町村の窓口にバイリンガルの担当者の配置が必要である。

- ▶　在日韓国・朝鮮人の医師は既に８０００人を超え、地域の医療活動に従事し、多文化共生をしている。内なる国際化の視点は重要だが、多文化共生の視点が抜け落ちている場合もある。足もとの在住外国人をなおざりにして海外に目を向ける傾向を改めて欲しい。在日韓国・朝鮮の方々が、その実績を積んできたことを学校教育を通じて教えていくことも必要である。
- ▶　生活支援として、商工会議所等と連携した雇用対策、社会保険未加入者に対する健康対策、病院や薬局でのバイリンガルによる対応、災害時における在住外国人への対応に取り組む必要がある。
- ▶　留学生は日本と出身国との共通の資源であり、その支援のため、公共地払い下げや活用などにより、留学生寮の官民共同による設置・運営ができないか。
- ▶　公務員の採用、外国文化を理解した人材の確保、留学生人材の学校での活用も必要であり、そうしたことを実現していくことが大切である。
- ▶　在住外国人といっても永住者、一時滞在者などがおり、細かくカテゴリーを考えて、対応していくことが必要ではないか。

（以上）

＜「報告３」に関する国や本府等の現状＞

○ 参政権

・憲法第１５条第１項の規定では、公務員を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利である、とされており、ここで言う国民とは日本国籍のある者に限られるとされています。

・平成５年１２月１７日京都府議会においては、定住外国人の地方参政権問題について認識を深め、積極的に取り組むことが決議されています。

・平成７年２月２８日最高裁判所においては、「法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与することは、憲法上禁止されるものではないとするのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。」と判示しています。

・本府では、国政の根幹に関わる問題であることから、国において十分議論すべきものであると考えています。

○ 在日外国人無年金問題

・昭和５７年に国民年金制度が在日外国人も対象とする制度改正を行った際、制度の対象とならなかった在日外国人の高齢者、障害者の方については、その後も無年金の状態となっています。

・平成１５年９月京都府議会においては、在日無年金者の救済についての請願及び国への意見書を採択しています。

・本府では、平成１６年度から、年金制度改正時に制度の対象とならなかった在日外国人無年金者（高齢者、障害者）に対し、給付金を支給するため、在日外国人無年金者緊急支援事業を実施しており、さらに平成２０年度からは給付金額の引き上げ及び支援範囲拡大の制度拡充を行ったところです。この問題は、本来、国が国民年金法等の制度改正により対応する問題であると考えており、上記の緊急支援事業は国が措置を行うまでの暫定措置として実施し、国に対しては、政府予算要望等で救済措置をとるよう要望しているところです。

○ 指紋押捺と指紋採取

・指紋押捺制度については、外国人登録法（昭和２７年４月２８日施行）の規定により導入されたものですが、平成１１年には廃止されています。

・指紋採取については、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年１１月１日施行）第６条第３項の規定により、入国審査をする場合に法務省令で定めるところにより、電磁気方式によって個人情報（指紋、写真その他の個人を識別することができる情報）を提供しなければならない、とされているところです。

○ 戸籍（外国人の表記方法）

・戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて（昭和５９年１１月１日民二第５５００号民事局長通達では、「外国人の氏名の表記方法」として、戸籍の身分事項欄及び父母欄に外国人の氏名を記載するには、氏、名の順序により片仮名で記載するものとするが、その外国人が本国において氏名を漢字で表記する者である場合には、正しい日本文字としての漢字を用いるときに限り、氏、名の順序により漢字で記載して差し支えない。片仮名で記載する場合には、氏と名とはその間に読点を付して区別するものとする、としています。

○　人権教育・啓発

・本府では、平成１３年１月に策定した新京都府総合計画の人権教育・啓発部門での具体化を図る基本方針として平成１７年１月からスタートさせた「新京都府人権教育・啓発推進計画」に基づき、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」に向けた取組の中で、外国人に関しても、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重するため、（財）京都府国際センターにおいて、相談などの取組を推進しています。さらに、国・市町村やＮＰＯ等とも連携して実施する人権啓発フェスティバル等において、多文化共生についても紹介したところです。

○　雇用対策

・京都府、労働者団体、経営者団体が核となり、地元関係団体等が参画して共同運営する総合就業支援拠点「京都ジョブパーク（京都市南区京都テルサ内）」を、平成１９年４月に開設し、若年者、女性、中高年齢者、障害のある方など幅広い府民の方を対象に、京都労働局・ハローワークとも一体となって、就業相談から職業紹介、職場定着までワンストップでサービスを提供しています。

・平成２０年５月には、京都商工会議所が京都テルサ内に、「京都府地域ジョブ・カードセンター」を設置されましたので、連携して、ジョブ・カード制度の普及・啓発に取り組んでいるところです。

京都府外国籍府民共生施策懇談会設置要綱

（目的）
第１条　京都府国際化プランに基づき、外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題について意見を求め、知事に意見を報告する機関として、京都府外国籍府民共生施策懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（組織）
第２条　懇談会は、委員１６名以内で組織する。

（委員の選任）
第３条　委員のうち３名以内の委員は、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から知事が選任する。
２　委員のうち３名以内の委員は、外国籍を有する者であって、学識経験者から知事が選任する。
３　その他の委員は、京都府内に居住し、勤務し又は在学する満１８歳以上の者から別に定める方法により公募し、学識経験者委員等で構成する選考委員会が適当と認める者を、知事が選任する。ただし、外国籍府民の場合は、外国人登録法（昭和２７年法律第１２５号）に基づく外国人登録をしている者であるものとする。

（委員の任期）
第４条　学識経験者委員の任期は、２年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　その他の委員の任期は、１年とする。

（座長）
第５条　懇談会に座長を置く。
２　座長は、学識経験者委員の互選によってこれを定める。
３　座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
４　座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する学識経験者委員が、その職務を代理する。

（会議）
第６条　懇談会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。
２　懇談会は公開とする。ただし、懇談会の決定により非公開とすることができる。

（有識者会議）
第７条　懇談会に、専門的な見地から審議するため、有識者会議を置くことができる。
２　有識者会議の委員は、学識経験者委員で構成する。
３　有識者会議に部会長を置き、学識経験者委員の互選によってこれを定める。
４　部会長は、有識者会議の会務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、有識者会議に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（委員の服務）
第８条　委員は、特定の国及び地域並びに民族等の利益を代表しない。
２　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）
第９条　懇談会の庶務は、国際課において処理する。

（補則）
第10条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則
この要綱は、平成２０年５月１日から施行する。

京都府外国籍府民共生施策懇談会委員名簿

（５０音順、敬称略）

■学識経験者委員（６名）
【任期：平成２０年５月３０日～平成２２年３月３１日】

氏　名	現　職	国　籍
上子（かみこ）　秋生（あきお）	立命館大学政策科学部　教授	日本
周（しゅう）　瑋生（いせい）	立命館大学政策科学部　教授	中国
須藤（すどう）　眞志（しんじ）　（座長）	京都産業大学外国語学部　教授	日本
タデウシュ・オジュグ	京都府名誉友好大使	ポーランド
鄭（ちょん）　早苗（さなえ）	大谷大学文学部　教授	韓国・朝鮮
浜田（はまだ）　麻里（まり）	京都教育大学国文学科　准教授	日本

■公募から選考された委員（１０名）
【任期：平成２０年６月１７日～平成２１年３月３１日】

氏　名	現　職	国　籍
Eni Sri Budi Lestari（えに すり ぶでぃ れすたり）	専門学校講師	インドネシア
Eeva Peuhkurinen（えーば ぺうふくりねん）	宣教師	フィンランド
James Kent（じぇーむす けんと）	団体職員	英国
崔（さい）　善今（ぜんこん）	大学院研究生	中国
申（しん）　祥武（さんむ）	無職	朝鮮
沈（しむ）　美鈴（みりょん）	自営業	朝鮮
Takano Violeta Misaki（たかの う゛ぃおれった みさき）	大学院生	ブラジル
崔（ちぇ）　忠植（ちゅんしく）	保育園園長	韓国
馬（ま）　金花（きんか）	会社員	中国
眞下（ましも）　賢一（けんいち）	大学職員	日本

この他、オブザーバーとして（財）京都府国際センター常務理事に参加依頼

なお、国籍については、委員本人の意向をお聞きして記載しています。

開　催　状　況

■ 懇　談　会

第１回

日　時：平成２０年６月１７日（火）１５：００～１７：００
場　所：京都府公館　会議室
出　席：１６名中１４名出席
議　題：委員紹介
　　　　要綱の決定
　　　　各委員からの意見提案　等

第２回

日　時：平成２０年７月２８日（日）１３：３０～１６：４５
場　所：京都府立中丹勤労者福祉会館　会議室
出　席：１６名中１３名出席
議　題：地域の国際交流活動団体からの意見聴取
　　　　意見交換（市民との国際交流、教育問題について）

第３回

日　時：平成２０年９月２８日（日）１３：３０～１６：４５
場　所：京都府公館　会議室
出　席：１６名中１４名出席
議　題：意見交換（市民との国際交流、教育問題について）
　　　　知事への報告に向けた進め方について

■ 有識者会議

日　時：平成２０年５月３０日（金）１３：３０～１５：００
場　所：京都府庁内　会議室
出　席：６名中５名出席
議　題：有識者会議の役員等の選任
　　　　懇談会の進め方について

■ 公募委員選考委員会

日　時：平成２０年５月３０日（金）１５：１０～１６：１０
場　所：京都府庁内　会議室
出　席：本府から依頼された委員４名
議　題：公募委員の選考に係る基準、方法及び決定

------------------- 参考資料 -------------------

傍聴者アンケート実施結果

京都府内外国人登録国籍別人員数

平成１９年京都府内外国人宿泊客数

外国人登録者総数・我が国の総人口の推移　等

傍聴者アンケート実施結果

■傍聴者合計　　　　　　９名（うち　男５名、女４名）

■アンケート回答者数　　６名（回答率６６．６％）

1　性 別　男３名、女４名

2　年 齢　３０歳代：１名
　　　　　４０歳代：１名
　　　　　５０歳代：２名
　　　　　６０歳以上：２名

3　国 籍　日本国籍：４名
　　　　　外国籍：２名（韓国・朝鮮１、その他１）

4　職 業　会社員：２名
　　　　　無 職：１名
　　　　　その他：３名

5　現住所　京都市：３名（中京・南・山科区）
　　　　　舞鶴市：２名
　　　　　綾部市：１名

6　懇談会を知った方法
・府のホームページ：２名
・委員からの紹介　：２名
・府への問い合わせ：１名
・その他　　　　　：１名（地域の国際交流協会より）

7　傍聴回数　１回：４名
　　　　　　２回：２名

8　懇談会の意見を聞いてどう思いましたか。（重複回答有）
・良かった　　　　　　：４名
・あまり良くなかった：１名
・無回答　　　　　　　：２名

9　８の理由（重複回答有）
・活発な意見が交わされたから　：４名
・一人一人の意見がしっかりと述べられたから　：４名
・本懇談会でなく、もっと幅広い方々から意見を聞く方が効果的：１名
・その他　：１名

10　外国籍府民に関して課題となり、改善が求められること

○日本語がわからない子どもが急に転入すると担任教師がおらず、対応に困る。

○母親が日本語ができないと学校からの連絡に困る。

○在住外国人の子どもが中学生の場合、進学にハンディがある。

○民族教育による行政的な差別（保護者に精神的、財政的など大きな負担を強いている）

○平成16年の台風23号時の罹災証明や災害見舞金に関する情報が不足した。

○無年金問題、人権問題

○宗教上の生活慣習の違いを日本人が理解せずトラブルになる。

○ゴミ出しのルールが守られないなど、近隣に迷惑をかけている。

○離婚や再婚など親の都合で来日した子どもの心理的な支援が必要と感じる。

○日本で生活していく意欲が感じられない人が多い。

11　外国籍府民と共に生きる京都府づくりを行うための提案（概要）

○日本語のできない子どもの教育のため、必要に応じ教員の配置、派遣

○在日外国人が義務だけでなく、権利を保障されて子ども達が健康で安全な生活ができるような京都府づくり

○多文化共生、異文化共生のための具体的な計画策定

○関係機関、団体とのネットワーク、サポーター人材の育成・登録など支援体制の構築

○「共生」と「共育（共に育つ－外国人も日本人も共に成長）」ができるようにする必要がある。「多文化」と「他文化」を含むものとしての文化と捉えるようにならなければ、コレクター的に多くの文化があることを喜ぶだけになりかねない。

○ボランティア依存傾向を強く感じる。私は高齢だが、早く社会貢献、社会福祉をと思っている。若い人の力も大切だが、高齢者をもっと活用し、日本文化、日本古来のしきたりを広め、日本での生活が良いものとなるよう、行政がもっと（費用助成でなく）介入され、住み良い地域作りをして欲しい。

○年金等の各種制度の見直し

京都府内外国人登録国籍別人員数

各年12月31日現在　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

国籍別／市町村別	総数	韓国又は朝鮮	中国	フィリピン	米国	ブラジル	英国	タイ	インドネシア	カナダ	その他の国籍	無国籍
平成9年	56,423	43,505	5,548	1,358	1,221	931	382	186	305	293	2,667	27
平成10年	56,093	42,606	6,011	1,367	1,253	921	377	188	349	288	2,708	25
平成11年	55,495	41,814	6,437	1,475	1,134	753	366	192	297	283	2,720	24
平成12年	55,731	40,863	7,064	1,726	1,144	739	394	214	357	270	2,942	18
平成13年	56,879	40,005	8,324	2,070	1,190	828	399	236	347	302	3,157	21
平成14年	56,919	39,062	8,972	2,167	1,220	799	410	234	368	331	3,326	30
平成15年	57,079	37,676	9,925	2,525	1,282	696	429	262	397	338	3,531	18
平成16年	55,852	36,410	10,085	2,505	1,294	654	431	289	417	356	3,394	17
平成17年	55,361	35,506	10,337	2,280	1,361	562	441	330	461	354	3,713	16
平成18年	54,698	34,569	10,642	2,132	1,375	571	425	373	433	358	3,804	16
平成19年												
京都市	41,463	26,874	8,489	935	1,022	148	332	295	219	259	2,877	13
福知山市	1,062	421	236	272	14	59	3	2	12	5	38	0
舞鶴市	1,213	697	125	226	14	33	7	3	2	7	99	0
綾部市	384	110	159	39	3	9	1	3	4	2	54	0
宇治市	3,032	1,842	696	66	34	74	13	21	72	16	198	0
宮津市	167	97	16	43	2	2	2	1	1	0	3	0
亀岡市	871	552	145	77	20	2	3	5	5	0	62	0
城陽市	693	450	134	19	9	40	2	1	5	3	30	0
向日市	470	378	42	9	9	3	1	1	3	1	23	0
長岡京市	601	372	118	20	22	5	10	7	2	6	38	1
八幡市	690	284	132	44	19	40	3	6	24	3	135	0
京田辺市	521	249	122	15	53	8	4	16	2	7	45	0
京丹後市	442	130	79	212	7	0	0	2	1	2	9	0
南丹市	297	198	39	25	7	6	3	2	0	2	15	0
木津川市	480	177	113	11	34	21	7	4	5	17	91	0
大山崎町	118	88	9	3	4	2	2	1	1	2	6	0
久御山町	413	191	77	12	5	95	0	3	2	1	27	0
井手町	77	59	10	1	2	3	0	0	0	0	2	0
宇治田原町	102	36	54	2	3	2	1	1	0	0	3	0
笠置町	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
和束町	13	10	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
精華町	213	112	53	1	21	0	2	2	1	1	20	0
南山城村	24	17	2	2	0	0	0	1	0	0	2	0
京丹波町	168	81	45	20	2	6	2	2	2	2	6	0
伊根町	5	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0
与謝野町	172	64	57	44	1	0	1	0	1	2	2	0
合　計	53,693	33,489	10,954	2,100	1,310	560	399	379	364	338	3,786	14
											3,786	
対前年比	98.2%	96.9%	102.9%	98.5%	95.3%	98.1%	93.9%	101.6%	84.1%	94.4%	99.5%	87.5%

出所：京都府国際課が府内市町村に対して外国人登録者数を照会した集計結果

平成19年 京都府内外国人宿泊客数

（単位：人）

地域	市町村名	中国	香港	台湾	韓国	米国	5国・地域合計	その他合計	⑲総合計	⑱総合計
乙訓	向日市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長岡京市	80		15	53	19	167	76	243	400
	大山崎町	21	0	0	1	5	27	431	458	132
	小計	101	0	15	54	24	194	507	701	532
山城	宇治市	0	0	0	0	0	0	0	0	2,685
	城陽市	8	0	0	120	2	130	15	145	211
	久御山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八幡市	0	0	0	0	0	0	39	39	84
	京田辺市	17	0	14	34	8	73	46	119	185
	井手町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宇治田原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木津川市	0	0	0	0	0	0	41	41	40
	笠置町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	和束町	2	0	0	2	1	5	10	15	0
	精華町	0	0	0	0	0	0	2,101	2,101	1,178
	南山城村	166	51	56	44	11	328	0	328	932
	小計	193	51	70	200	22	536	2,252	2,788	5,315
南丹	亀岡市	21	31	43	25	12	132	244	376	277
	南丹市	1	6	13	45	25	90	152	242	487
	京丹波町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	22	37	56	70	37	222	396	618	764
中丹	綾部市	30	0	4	140	110	284	136	420	422
	福知山市	104	0	0	6	0	110	93	203	54
	舞鶴市	61	0	108	58	1,065	1,292	637	1,929	540
	小計	195	0	112	204	1,175	1,686	866	2,552	1,016
丹後	宮津市	166	5,018	2,827	336	703	9,050	698	9,748	7,698
	与謝野町	23	0	79	7	1	110	76	186	133
	伊根町	0	0	0	0	10	10	4	14	34
	京丹後市	16	78	203	48	54	399	165	564	710
	小計	205	5,096	3,109	391	768	9,569	943	10,512	8,575
京都市以外合計		716	5,184	3,382	919	2,026	12,207	4,964	17,171	16,202
京都市		52,800	20,400	125,100	72,300	286,400	557,000	369,805	926,805	802,699
合計		53,516	25,584	128,462	73,219	288,426	569,207	374,769	943,976	818,901

資料：平成19年京都府観光入込客調査報告書（京都府商工労働観光部調査）から抜粋

外国人登録者総数・我が国の総人口の推移

（各年末現在）

	総数	対前年増減率(%)	指数	我が国の総人口に占める割合(%)
昭和５４（1979）年	774,505		100	0.67
５５（1980）年	782,910	1.1	101	0.67
５６（1981）年	792,946	1.3	102	0.67
５７（1982）年	802,477	1.2	104	0.68
５８（1983）年	817,129	1.8	106	0.68
５９（1984）年	841,831	2.9	109	0.70
６０（1985）年	850,612	1.2	110	0.70
６１（1986）年	867,237	2.0	112	0.71
６２（1987）年	884,025	1.9	114	0.72
６３（1988）年	941,005	6.4	121	0.77
平成 元（1989）年	984,455	4.6	127	0.80
２（1990）年	1,075,317	9.2	139	0.87
３（1991）年	1,218,891	13.4	157	0.98
４（1992）年	1,281,644	5.1	165	1.03
５（1993）年	1,320,748	3.1	171	1.06
６（1994）年	1,354,011	2.5	175	1.08
７（1995）年	1,362,371	0.6	176	1.08
８（1996）年	1,415,136	3.9	183	1.12
９（1997）年	1,482,707	4.8	191	1.18
１０（1998）年	1,512,116	2.0	195	1.20
１１（1999）年	1,556,113	2.9	201	1.23
１２（2000）年	1,686,444	8.4	218	1.33
１３（2001）年	1,778,462	5.5	230	1.40
１４（2002）年	1,851,758	4.1	239	1.45
１５（2003）年	1,915,030	3.4	247	1.50
１６（2004）年	1,973,747	3.1	255	1.55
１７（2005）年	2,011,555	1.9	260	1.57
１８（2006）年	2,084,919	3.6	269	1.63
１９（2007）年	2,152,973	3.3	278	1.69

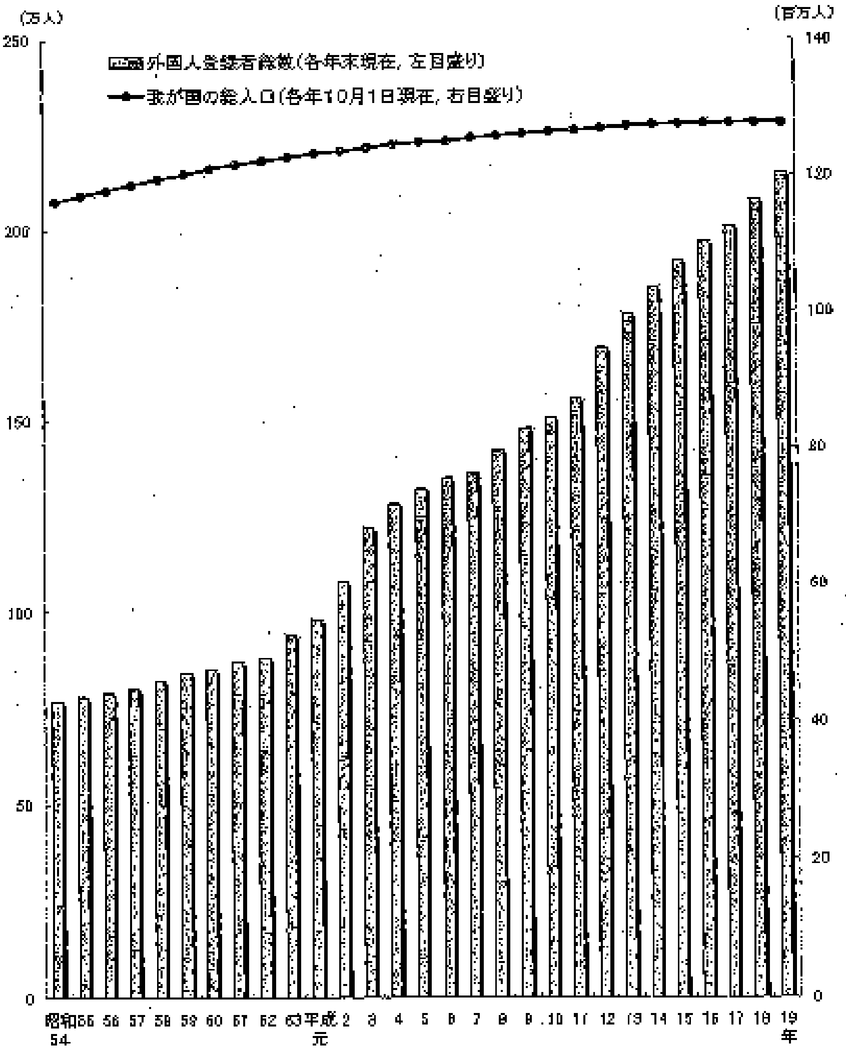

法務省「平成２０年度版　在留外国人統計」から抜粋

地域別外国人登録者数の推移　(各年末現在)

地域	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2008)		
						構成比 (%)	対前年末増減率 (%)
総数	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973	100.0	3.3
アジア	1,422,979	1,464,360	1,483,985	1,540,764	1,602,984	74.5	4.0
南米	343,635	358,211	376,348	388,643	393,842	18.3	1.3
北米	63,271	64,471	65,029	67,035	67,195	3.1	0.2
ヨーロッパ	57,163	58,429	58,351	59,995	60,723	2.8	1.2
オセアニア	16,076	16,131	15,606	15,763	15,191	0.7	-3.6
アフリカ	10,060	10,319	10,471	11,002	11,465	0.5	4.2
無国籍	1,846	1,826	1,765	1,717	1,573	0.1	-8.4

(注) 地域の分類は国連統計年鑑の分類による。

【第2図】　平成19年末現在における地域別の割合

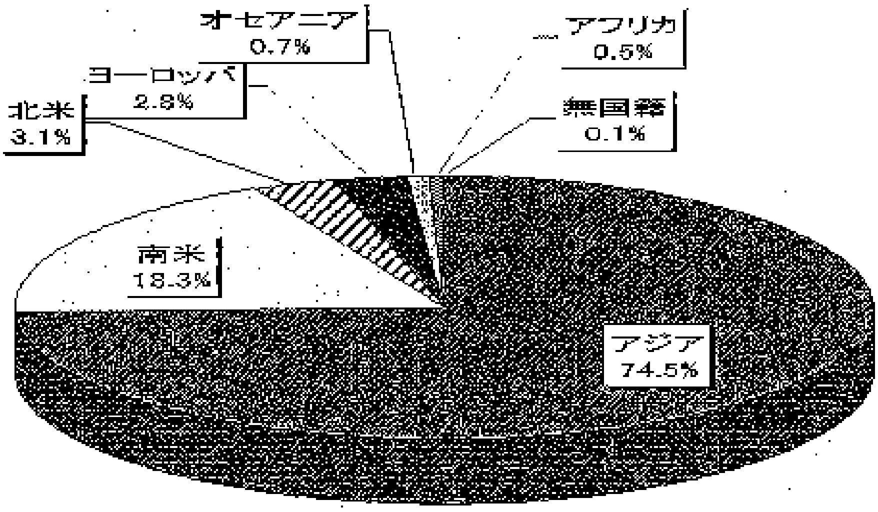

平成19年末都道府県別外国人登録者数と我が国総人口との比較

都道府県	平成19年末外国人登録者数	平成19年10月1日現在の人口（千人）	人口に占める割合(%)
総数	2,152,973	127,771	1.69
愛知県	222,184	7,360	3.02
東京都	382,153	12,758	3.00
三重県	51,835	1,876	2.76
岐阜県	57,250	2,104	2.72
静岡県	101,316	3,801	2.67
大阪府	211,758	8,812	2.40
群馬県	46,878	2,016	2.33
滋賀県	31,458	1,396	2.25
京都府	53,295	2,635	2.02
長野県	43,336	2,180	1.99
その他	951,510	82,833	1.15

法務省「平成20年度版　在留外国人統計」から抜粋

国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

（各年末現在）

国籍（出身地）	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)
総数	1,512,116	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973
中国	272,230	294,201	335,575	381,225	424,282	462,396	487,570	519,561	560,741	606,889
構成比(%)	18.0	18.9	19.9	21.4	22.9	24.1	24.7	25.8	26.9	28.2
韓国・朝鮮	638,828	636,548	635,269	632,405	625,422	613,791	607,419	598,687	598,219	593,489
構成比(%)	42.2	40.9	37.7	35.6	33.8	32.1	30.8	29.8	28.7	27.6
ブラジル	222,217	224,299	254,394	265,962	268,332	274,700	286,557	302,080	312,979	316,967
構成比(%)	14.7	14.4	15.1	15.0	14.5	14.3	14.5	15.0	15.0	14.7
フィリピン	105,308	115,685	144,871	156,667	169,359	185,237	199,394	187,261	193,488	202,592
構成比(%)	7.0	7.4	8.6	8.8	9.1	9.7	10.1	9.3	9.3	9.4
ペルー	41,317	42,773	46,171	50,052	51,772	53,649	55,750	57,728	58,721	59,696
構成比(%)	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9	2.8	2.8
米国	42,774	42,802	44,856	46,244	47,970	47,836	48,844	49,390	51,321	51,851
構成比(%)	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4
その他	189,442	199,805	225,308	245,907	264,621	277,421	288,213	296,848	309,450	321,489
構成比(%)	12.6	12.9	13.4	13.8	14.3	14.5	14.6	14.8	14.8	14.9

国籍（出身地）別構成比の推移

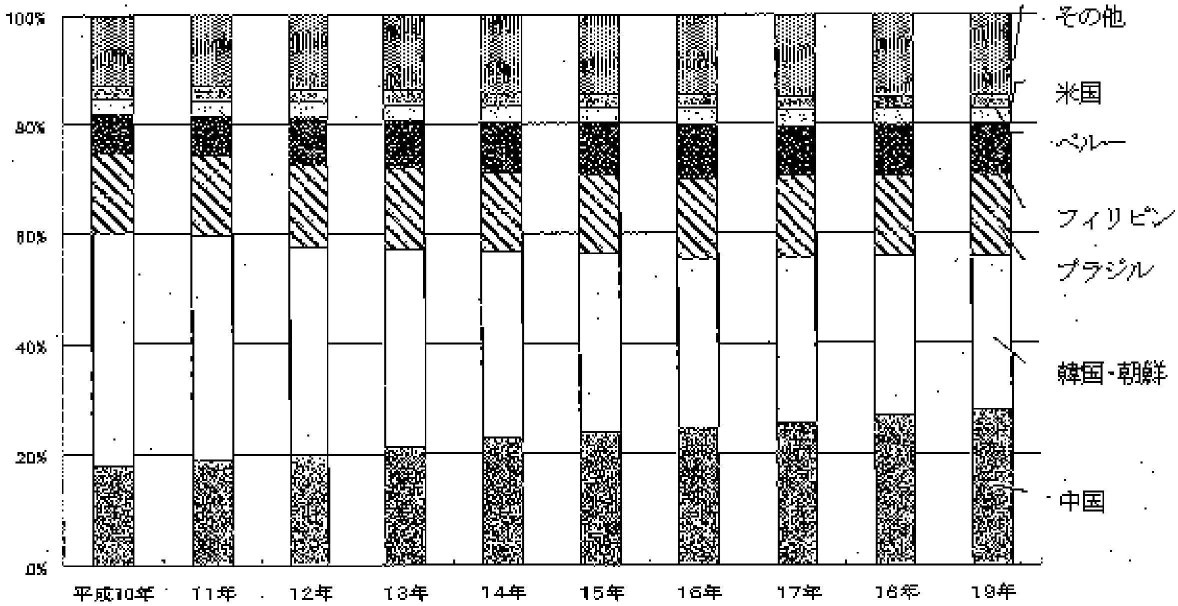

法務省「平成２０年度版　在留外国人統計」から抜粋